

福岡県公報

令和四年六月二十八日
第三百十号
増刊 ①

目次

教育委員会

○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（教育庁教職員課）……………一

教育委員会

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年六月二十八日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第四号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和五十三年福岡県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

上欄	教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）	昭和二十九年改正法
	教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）	平成十二年改正法
	教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）	施行法
下欄	教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）	免許法施行規則

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十七号）

施行法施行規則

第三条の表二の項中「第十六条の二」を「第十六条」に改め、同表十六の項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同表十七の項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改める。

第三条の二を削る。

第五条第一項及び第二項中「及び第三条の二」及び「又は免許管理者」を削り、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 申請者は、授与権者が事前に認めるときは、第三条の表の下欄に定める書類の一部の提出を省略することができる。

第六条（見出しを含む。）中「免許教科外教科の教授担任」を「免許外教科担任」に、「免許教科外教科担任許可申請書」を「免許外教科担任許可申請書」に改める。

第七条中「、あらかじめ」を削る。

第九条中「若しくは更新等」を削る。

第十条第九号中「第三十八項」を「第三十五項」に改める。

第五章を削り、第六章を第五章とし、第七章を第六章とする。

様式第十号の二から様式第十号の五までを削る。

様式第十一号中「免許教科外教科担任許可申請書」を「免許外教科担任許可申請書」に、「免許教科外教科の教授の担任」を「免許外教科担任」に改める。

様式第十三号中「免許状更新のため、」を削る。

様式第十四号中「有効期間の満了日（修了確認期限）」を削る。

様式第十八号中「有効期間の満了の日 年 月 日」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式は、改正後の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。